

背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面。他方、古い経済社会システムから脱却し、「新たな日常」への構造変化を図るチャンス。

法案の概要

- 「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じる。

1 「グリーン社会」への転換

- カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 設備投資促進税制(税額控除10%等)
 - A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備
 - B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備
- ② 金融支援（最大0.2%の利子補給(例:中堅企業:0.8%、大企業:0.3%（期間10年の融資））等）

2 「デジタル化」への対応

- デジタル技術を活用した全社レベルのビジネスモデルの変革(DX)の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① DX投資促進税制(クラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して税額控除5%等)
- ② 財政投融資を原資とした低利融資（例:中堅企業:1.0%、大企業:0.5%（期間10年の融資））

4 中小企業の足腰の強化

- 中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を育成するため、以下の措置を講じる
- 1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上
 - ① 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大
 - ② 中小企業経営資源集約化(M&A)税制
 - ③ 集約化手続の短縮(所在不明株の買取)
- 2. 大企業と中小企業との取引の適正化
 - ① 下請振興法の対象取引類型の拡大
- 3. 中小企業の事業継続力の強化に取り組む中堅企業を金融支援の対象に追加

3 「新たな日常」に向けた事業再構築

- 「新たな日常」に向けた事業再構築の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限の引上げ（中堅・大企業に最大5年間にわたり現行の50%から最大100%に引上げ）
※中小企業は現行でも100%
- ② 財政投融資を原資とした低利融資（例:中堅企業:1.0%、大企業:0.5%（期間10年の融資））

5 「新たな日常」に向けた事業環境の整備

1. 規制改革の推進 ① バーチャルオンリー株主総会の実現 ② 規制のサンドボックスの恒久化*1 （生産性特措法からの移管） ③ 債権譲渡の対抗要件の電子提供 （民法等の特例）	2. ベンチャー企業の成長支援 ① 大型ベンチャーへの民間融資 に対する債務保証制度 ② 国内ファンド（LPS）による 海外投資拡大（現行の海外 投資50%規制の適用除外）	3. 事業再編の推進 ① 株式対価M&Aの株式譲渡益の 課税繰延の事前認定の不要化 ② 株式対価M&Aにおける株式買取 請求の適用除外	4. 事業再生の円滑化 ① 事業再生ADR（私的整理）から 簡易再生手続（法的整理）への 移行時の再生の円滑化
---	---	---	--

※産業競争力強化法及び中小企業関連法を束ねて改正法案を提出予定。併せて、生産性特措法は廃止

*1:新しい技術やビジネスモデルの実施が現行規制との関係で困難である場合に、これらの社会実装に向け、事業者の申請に基づき所管官庁の認定を受けた実証を行い、実証の成果を用いて規制の見直しに繋げていく制度

ポストコロナを見据えた中小企業の足腰の強化

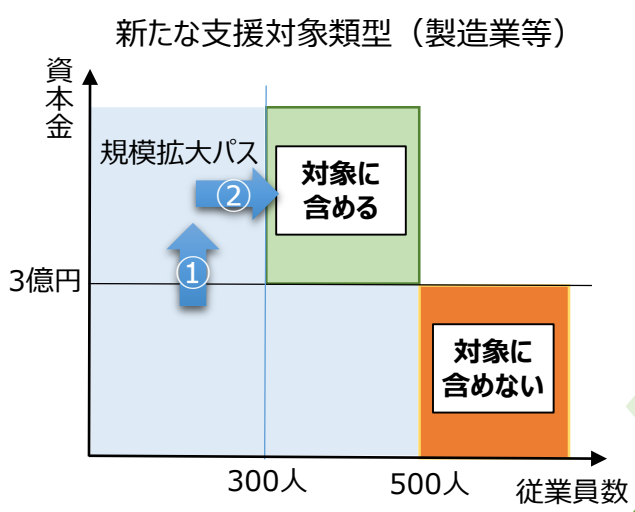
- 足下のコロナ対策に全力を尽くすとともに、ポストコロナを見据え、長期視点に立った事業の再構築も必要。中小企業については、**経営基盤を強化することで、中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を増やす**ことが重要。
- そのため、**規模拡大を通じた労働生産性の向上を促進**するとともに、事業活動に不可欠な基盤の整備の観点から、**事業継続力強化や取引適正化を推進**し、中小企業の足腰の強化を図る。
- 持続化補助金により、地域を支える**小規模事業者の持続的発展**を後押し。 **(19年度補正・20年度補正で5.8万社支援)**

1. 中堅企業への成長促進【経営強化法、地域未来法、中小機構法】

- 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群に、支援施策の対象を拡大。
- 規模拡大に資する支援策※については、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、規模拡大パスに位置する企業群を含める。

※計画認定に紐づく金融支援、一定の補助金（コロナ対応の支援策等の対象は変更しない）

業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	



2. 経営資源集約化の促進【経営強化法、経営承継円滑化法】

- 計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援を追加。（税制を措置）
- 集約化手続（所在不明株の買取）を5年から1年に短縮。

M & Aを通じた規模拡大の促進

3. 事業継続力の強化【経営強化法】

- 中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化を促進。（中堅企業向けにも支援を措置）
- 中小企業に対するハザードマップの周知を促進。

事業活動に不可欠な基盤の整備

4. 大企業と中小企業との取引の適正化【下請振興法】

- 下請振興法における対象取引類型を拡大。（例.スポーツジムとフリーランスであるインストラクターとの取引等）
- 国による調査の規定を創設。発注書面の交付を促進。
- 中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設。

※生産性特別措置法は廃止し、先端設備等導入計画は経営強化法に移管・恒久化（固定資産税減免は2023年3月31日までの措置）。